

新さっぽろ障がい者プランの策定及び実態調査の実施について

1 さっぽろ障がい者プランについて

障害者基本法に基づき策定する「障がい者保健福祉計画」及び障害者総合支援法に基づき策定する「障がい福祉計画」で構成。

平成 24 年度から、両計画をさっぽろ障がい者プラン（以下「障がい者プラン」という。）として一体的なものとして策定。

平成 29 年度末で両計画期間が終了するため、見直しが必要。

【計画期間】

- ・ 障がい者保健福祉計画 平成 24～29 年度 6 年
- ・ 障がい福祉計画（第 4 期） 平成 27～29 年度 3 年

2 新計画の策定作業について

障がい者プランを構成する両計画について、次年度、最終計画年度が到来するため、平成 28 年度から見直し作業に着手する。

見直しの方向性については、国による障害者基本計画や基本指針の見直しも予定されているため、これらの動向も踏まえつつ、障害者総合支援法の改正、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行など関係法令等の影響も反映させる必要がある。

3 実態調査の実施について

障がい者プランの見直しにあたり、在宅障がい児者、施設入所障がい児者、精神科病院入院患者、難病患者、市民を対象とし、障がい者・児の実態、ニーズ等を把握するための調査を平成 28 年 11 月に実施予定。

(1) 調査対象者

- ① 保健福祉に関するアンケート調査（対象数 者 6,000 人、児 1,000 人）

身体、知的、精神ともに手帳所持者から無作為抽出し郵送。

なお、前回 25 年度調査から難病患者（約 500 人）に対しても同じ調査票で実施。市で対象者を把握していないため、その選定に関して関係団体に協力を要請。

※ 前回調査時、精神については、医療機関、施設等への留置法としたが、本人の正確な意向確認等の観点から他の障がいと同様の手法に見直す。

② 施設入所者調査

ア 入所者等の状況等調査

札幌市内の施設入所者について、施設職員が本人に聴き取り調査（対象施設 30 施設）。

イ 障がい当事者による聴き取り調査

上記アを補うこと目的に、障がい当事者（まちづくりサポーター）が調査員となって2～3施設について実施。

③ 精神科病院入院患者調査

札幌市内の精神科病院入院患者について、病院職員が本人に聴き取り（対象病院（38 施設）

④ 市民意識調査

18 歳以上の市民に対して郵送で実施（対象者数 3,000 人）

※ 公職選挙法改正を踏まえ、前回調査から対象年齢を引下げ（20 歳以上⇒18 歳以上へ）。

（2）調査項目（案）

すべての調査票について、回答しやすいように①シンプルな文書とすること、②設問数は極力少なくすること（約20～30問程度）を前提に、調査項目案を作成。 ※ 下線が前回調査からの新規項目等

① 保健福祉に関するアンケート調査

3 障がいと難病患者共通の調査票とし、主な設問は下記のとおり。

- ・ 本人の状況 ・ 世帯の状況 ・ 心身の状況 ・ 障害福祉サービス ・ 外出
- ・ 仕事（者のみ） ・ 学校、日中の過ごし方（児のみ） ・ 今後の生活
- ・ 防災関係 ・ スポーツ習慣等 ・ 障がい施策情報等の入手手段
- ・ 制度・施策への要望等

② 施設入所者調査

ア 主な設問（入所者等の状況等調査）

- ・ 本人の状況 ・ 地域生活への移行 ・ 退所の可能性 ・ 施設の取組

イ 主な設問（障がい当事者による聴き取り調査）

- ・地域生活の移行

③ 精神科病院入院患者調査

- ・本人の状況
- ・退院に向けての要件
- ・退院に向けての必要資源について

④ 市民意識調査

- ・本人や家族の状況
- ・障がい者とのかかわり
- ・札幌市の計画等の認知度
- ・差別解消法の認知度（何で知ったか）
- ・心のバリアフリーガイドの認知度
- ・福祉サービスについて

4 今後のスケジュール案

- ・平成 28 年 11 月 実態調査の実施
- ・平成 29 年 3 月 実態調査項目の取りまとめ・公表
- ・平成 29 年 3 ～ 4 月 計画策定検討体制の立上げ
- ・平成 30 年 1 月 プラン見直し案のパブリックコメント実施
- ・平成 30 年 4 月 新プランの公表